

ライドシェア導入の慎重な検討及び白タク行為へのさらなる  
対策強化を求める意見書

タクシー市場特有の供給過剰への対応をより効果的に進めながら、タクシーの安全性やサービス水準を一層向上させることを目的とし「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（改正タクシー特措法）」が、与野党共同提案の議員立法により賛成多数で可決・成立し、平成26年1月に施行された。

一方、政府においては、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、ライドシェア（自家用自動車を用いて有償で運送を行うサービス）を含めた検討を行っており、さらに、規制改革推進会議においても、ライドシェアを含めた議論がなされている。

このライドシェア導入の検討に当たっては、運送管理や車両整備等の責任を負う主体を置かず自家用自動車のドライバーのみが運送責任を負う形態であるため、安全確保や利用者保護等の観点から大きな問題が生じる懸念がある。

また、近年、全国的に白タク行為が行われており、これについては明白な道路運送法違反であることから、国土交通省、警察庁、法務省、業界団体等の連携により対策を行っているが、いまだ解決には至っていない。

よって、本市議会は国に対し、下記事項について実現を図るよう強く求めるものである。

記

- 1 ライドシェア導入の検討に際しては、利用者の安心・安全に極めて大きな懸念があるため、十分慎重に対応すること。
- 2 道路運送法違反である白タク行為に対し、さらなる対策強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月25日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣                   あて  
総務大臣  
法務大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（規制改革）  
国家公安委員会委員長  
衆議院議長  
参議院議長